

令和元年 6 月

各 位

日の出町総務課長

受動喫煙防止対策における町の取り組みについて

日の出町では、健康増進法等の一部改正に伴い、役場敷地内に「特定屋外喫煙所」を設置し、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進しております。

今般の制度改正では、職場における労働者の健康確保や快適な職場環境整備の観点から、事業主としても対策が求められており、多数の者が利用する公共的な空間については、「原則として全面禁煙であるべきである」との考え方に沿って、庁舎敷地内での禁煙にご協力をいただくとともに、特定屋外喫煙所のご利用につきましても、来庁者用であることをご留意いただきたく存じます。

つきましては、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1. 開始時期

令和元年 6 月 1 日

2. 特定屋外喫煙所設置場所

本庁舎南側庁用自動車駐車場の東側（下記案内図参照）

3. 特定屋外喫煙所利用時間

8 : 00 ~ 17 : 30

4. 利用できる方

来庁者（行政サービスの利用及び納税等の役場に用事のある方）

